

## 令和6年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（7人）

会長	1番	田尻博樹
農業委員	2番	永吉雄子
農業委員	3番	榮照和
農業委員	5番	辻雄一郎
農業委員	6番	榮米子
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	10番	前田博徳

4. 欠席委員（2人）

農業委員	7番	先間秀明
農業委員	9番	沖道人

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄功助
推進委員	2番	川畠伸之
推進委員	3番	西和秋
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博
推進委員	10番	田畠則仁

欠席委員（1人）

推進委員	9番	芦村利広
------	----	------

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第12号 あっせん委員の指名について

議案第13号 先間委員の辞任について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和6年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、先間委員、沖委員が欠席ですが、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>5/27 奄美群島農政推進協議会 総会 奄美地区農業委員会連絡協議会 総会</p> <p>5/29 全国農業委員会会長大会</p> <p>6/21 沖永良部島畠地かんがい営農推進協議会 総会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、8番幸山委員、10番前田委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号について、説明します。</p> <p>1番 知名字喜美附〇〇 1,388m<sup>2</sup>を含む計7筆 2,463m<sup>2</sup>、〇〇さんから相続により兵庫県神戸市〇〇さん、令和6年1月6日相続、あっせん希望あります。</p> <p>2番 住吉字兼久〇〇 2,992m<sup>2</sup>、〇〇さんから相続により兵庫県神戸市〇〇さん、令和4年2月9日相続、あっせん希望なしです。</p>
議長	ただ今の報告第4号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、報告第5号について、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。</p> <p>1番 住吉字屋陳当〇〇 2,412m<sup>2</sup>を含む計2筆 3,463m<sup>2</sup>、大阪府豊中市〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年4月17日、引渡日が令和6年4月17日です。</p>

	<p>2番 田皆字阿蘭口○○ 1,500m<sup>2</sup>、田皆○○さんから田皆○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年5月24日、引渡日が令和6年5月25日です。</p> <p>3番 田皆字引木俣○○ 2,813m<sup>2</sup>を含む計2筆 7,605m<sup>2</sup>、田皆○○さんから田皆○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月6日、引渡日が令和6年6月6日です。</p> <p>4番 赤嶺字大里○○ 3,224m<sup>2</sup>を含む計2筆 5,218m<sup>2</sup>、兵庫県加古郡○○さんから久志検○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月7日、引渡日が令和7年3月31日です。</p> <p>5番 赤嶺字立場○○ 1,869m<sup>2</sup>を含む計2筆 2,917m<sup>2</sup>、赤嶺○○さんから赤嶺○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年5月31日、引渡日が令和6年5月31日です。</p> <p>6番 赤嶺字野者窪○○ 4,298m<sup>2</sup>を含む計3筆 6,913m<sup>2</sup>、兵庫県加古郡○○さんから和泊町○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月5日、引渡日が令和6年6月30日です。</p> <p>7番 芦清良字ヨテヤ○○ 5,004m<sup>2</sup>を含む計3筆 11,153m<sup>2</sup>、芦清良○○さんから芦清良○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月1日、引渡日が令和6年6月1日です。</p> <p>8番 芦清良字前兼久○○ 1,628m<sup>2</sup>、徳時○○さんから上平川○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月30日、引渡日が令和6年6月30日です。</p> <p>9番 芦清良字前兼久○○ 1,575m<sup>2</sup>を含む計5筆 6,007m<sup>2</sup>、大阪市○○さんから芦清良○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月10日、引渡日が令和6年6月10日です。</p> <p>10番 瀬利覚字スマン辻○○ 3,544m<sup>2</sup>を含む計5筆 18,791m<sup>2</sup>、瀬利覚○○さんから瀬利覚○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年6月30日、引渡日が令和6年6月30日です。</p>
	以上です。
議長	ただ今の報告第5号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第5号は終わります。 それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。 <b>【議案第9号について朗読】</b> 議案第9号は、売買4件、贈与2件です。 1番 大津勘字花増○○ 64m <sup>2</sup> を含む計5筆 8,220m <sup>2</sup> 、贈与。譲渡人 大津勘○○さん、譲受人 大津勘○○さんです。

	<p>2番 田皆字馬原〇〇 4,525m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 兵庫県明石市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 赤嶺字野者窪〇〇 4,298m<sup>2</sup>を含む計3筆 6,913m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 兵庫県加古郡〇〇さん、譲受人 和泊町根折〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 下平川字大竿〇〇 962m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 知名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 芦清良字ヨテヤ〇〇 3,055m<sup>2</sup>を含む計4筆 12,262m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。</p> <p>6番 瀬利覚字大平宗〇〇 235m<sup>2</sup>を含む計2筆 769m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
2番農業委員	<p>1番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係です。</p> <p>譲受人は、〇〇農園で働きながら、自らも就農に強い意欲を持っております。機械類は親の物をありますが、老朽化しているものもあり、今後購入する予定です。</p> <p>作物は、さとうきびから開始する予定です。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
5番農業委員	<p>2番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は従兄弟の関係です。譲渡人は帰ってくる予定がなくあっせん申出のあったことから、譲受人が購入することになりました。現地は、緑肥の後にバレイショを植付予定です。</p> <p>譲受人は、主にサトウキビ、バレイショを作っております、機械等も揃っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
7番推進委員	<p>3番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は遠い親戚関係です。</p> <p>譲受人は、主にさとうきび、菊の切り花を作っております、農機具は全て揃っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>4番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は認定農業者で、大規模にさとうきびを作っております、機械等も全て揃っております。</p>

	<p>5番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>譲受人は、認定新規就農者で機械類も揃っていますので、問題ないと思います。</p>
10番農業委員	<p>6番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にさとうきび、ばれいしょを作っており、この畑も、バレイショを植える予定です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局並びに地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
	(意見、質問なし)
5番推進委員	5番の譲受人の経営作物は、何ですか。
事務局	畜産が中心です。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	議案第9号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり許可決定とします。</p> <p>次に、議案第10号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第10号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。</p> <p>今月は利用権設定が9件です。</p> <p><b>【議案第10号について朗読】</b></p> <p><b>利用権の設定</b></p> <p>1番1～4 知名字花竹呂〇〇 866m<sup>2</sup>を含む計4筆 7,765m<sup>2</sup> 賃貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>2番1～4 屋子母字泊り原〇〇 3,353m<sup>2</sup>を含む計4筆 10,300m<sup>2</sup> 使用貸借 5年間の新規設定となっています。</p> <p>3番1～2 大津勘字宮当〇〇 2,258m<sup>2</sup>を含む計2筆 3,886m<sup>2</sup> 賃貸借 5年間の新規設定となっています。</p> <p>4番1～3 正名字大平〇〇 1,067m<sup>2</sup>を計3筆 4,489m<sup>2</sup> 賃貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>5番1～2 正名字屋武須磨〇〇 3,842m<sup>2</sup>を含む計2筆 5,391m<sup>2</sup> 使用貸借 5年間の新規設定となっています。</p>

	<p>6番1～3 田皆字矢護仁屋〇〇 4,002m<sup>2</sup>を含む計3筆 9,329m<sup>2</sup> 使用貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>7番1 田皆字阿蘭口〇〇 3,089m<sup>2</sup> 賃貸借 8年3か月間の新規設定となっています。</p> <p>8番1 新城字台久返〇〇 2,607m<sup>2</sup> 使用貸借 6年間の再設定となっています。</p> <p>9番1～3 上平川字後当〇〇 1,921m<sup>2</sup>を含む計3筆 6,402m<sup>2</sup> 使用貸借 3年間の再設定となっています。</p>
議長	以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
1番農業委員	<p>1番、説明します。</p> <p>畑については、3筆はバレイショの収穫後で、1筆はさとうきびの株出しの状態です。</p> <p>借人については、和泊町の方ですので事務局からお願ひします。</p>
事務局	借人は、ユリ、サトイモ、さとうきび等を作っております、機械類も揃っております。
1番推進委員	<p>2番、説明します。</p> <p>貸人と借人は親子です。借人は、昨年島に帰ってきて、今年から新規就農しております。機械類は親の物が全て揃っておりますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
2番農業委員	<p>3番、説明します。</p> <p>貸人と借人は叔母と甥の関係です。借人が新規就農するとのことで、利用権の設定をすることになりました。</p>
3番農業委員	<p>4番、5番を説明します。</p> <p>4番 貸人と借人は義理の親子関係です。利用権の期間が終了するため、再設定するものです。借人は、認定農業者でさとうきびを栽培しており、機械類も揃っております。</p> <p>5番 貸人と借人は親子関係です。借人は夫婦で農業をしており、倉庫や農機具も揃っております。</p>
5番推進委員	<p>6番、7番を説明します。</p> <p>6番 貸人と借人は伯父と甥の関係で後継者を育てるため、新規設定することになりました。借人はさとうきび、実えんどうを栽培しており、機械類も揃っております。</p> <p>7番 貸人と借人は親子関係です。報告第5号の合意解約でもあった通り、すべての畑を新規設定することになりました。この畑はさとうきびを栽培する予定で、機械類はある程度揃ってますが、足りない部分は兄弟にお願いするそうです。</p>

6番推進委員	8番説明します。 貸人と借人は従兄弟関係です。借人は認定農業者で、さとうきびを主に栽培しており、機械類も揃っています。この畑は水が溜まるところで草が生えていますが、梅雨が明けてから耕耘しさとうきびを植える予定です。
8番農業委員	9番、説明します。 貸人と借人は知人です。借人は、さとうきび、ユリを栽培しており、機械類も揃っています。畑を確認したところ、さとうきびとユリのハウスで問題ないと思います。
議長	はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第10号に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第10号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第11号 農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号 農用地利用集積等促進計画について、説明します。 貸出期間が5年のものが、24,500m <sup>2</sup> 、利用権を設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名です。 貸出期間が10年のものが、5,937m <sup>2</sup> 、利用権を設定する者が2名、利用権の設定を受ける者が1名です。 1番～5番 芦清良前兼久〇〇 1,575m <sup>2</sup> を含む計5筆 6,007m <sup>2</sup> 、出し手は大阪市中央区〇〇さん、受け手は芦清良〇〇さん、令和6年9月1日から5年間です。 6番～8番 田皆字名俣〇〇 644m <sup>2</sup> を含む計3筆 3,271m <sup>2</sup> 、出し手は田皆〇〇さん、受け手は正名〇〇さん、令和6年9月1日からの5年間です。 9番～11番 正名字佐佐般多〇〇 1,242m <sup>2</sup> を含む計3筆 5,937m <sup>2</sup> 、出し手は沖縄県那覇市〇〇さん、受け手は正名〇〇さん、令和6年9月1日からの10年間です。 12番～19番 芦清良字前兼久〇〇 2,231m <sup>2</sup> を含む計8筆14,546m <sup>2</sup> 、出し手は芦清良〇〇さん、受け手は知名〇〇さん、令和6年9月1日からの5年間です。 20番 芦清良字大野〇〇 676m <sup>2</sup> 、出し手は大阪市中央区〇〇さん、受け手は知名〇〇さん、令和6年9月1日からの5年間です。

	<p>次の所有権移転について、説明します。</p> <p>1番～2番 久志検字後原〇〇 477m<sup>2</sup>を含む計2筆 2,533m<sup>2</sup> 岡山県倉敷市〇〇さんから鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第11号に、何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第11号については、計画を決定し提出します。</p> <p>次に、議案第12号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第12号 あっせん委員の指名について、説明します。</p> <p>【議案第12号について朗読】</p> <p>議案第12号</p> <p>赤嶺字大里〇〇 3,224m<sup>2</sup>を含む計3筆 6,134m<sup>2</sup>、所有者 兵庫県加古郡〇〇さん、希望価格〇〇円です。</p> <p>以上です。</p>
7番推進委員	<p>3筆について、あっせんの申し出があるようですが、所有者の意向が不透明な状況でありますので保留にして、意向を再確認した方がいいと思います。</p>
議長	<p>それでは、所有者の意向を再確認するため、保留としたいですが、よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、議案第13号 先間委員の辞任について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第13号 先間委員の辞任について、説明します。</p> <p>先間委員から辞職願が、提出されました。</p> <p>辞職の理由としては、病気のため農業委員の業務ができないため、となっております。</p> <p>先間委員は5月27日から入院しており、面会し病状をお聞きしたところ、病気の治療・療養に長期間を要する見込みであり、辞職したいとのことであります。</p>
議長	<p>何かご意見、ご質問はありますか。</p>

6番農業委員	责任感が強くまじめな方なので、病気の治療に専念させてあげた方がいいと思います。
議長	議案第13号 先間委員の辞任について、賛成の方は挙手をお願いします
	(全員挙手)
議長	議案第13号 先間委員の辞任について、承認することに決定しました。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 6年 6月25日

議長 田尻博樹

署名委員 幸山利忠

署名委員 前田博徳